第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

県は、武力攻撃事態等に係る警報が発令された場合や県内において突発的に武力攻撃等と疑われる事案が発生した場合など武力攻撃等の初期の段階において、熊本県緊急事態連絡本部を設置し、関係機関と相互に連携協力を図ることにより、的確かつ迅速に応急措置が実施できるよう初動体制を確立する。

熊本県緊急事態連絡本部を迅速に設置するため、その手順や組織、機能等について、 以下のとおり定める。

1 熊本県緊急事態連絡本部の設置

- (1) 熊本県緊急事態連絡本部(以下「県連絡本部」という。)を設置する場合については、次の手順により行う。
 - ① 設置基準

知事は、以下の設置基準に該当する場合は、的確かつ迅速に初動体制を確保する ため県連絡本部を設置する。

ア 国において武力攻撃事態等の認定が行われ、国の対策本部長から警報が発令 された場合

イ その他知事が県連絡本部の設置の必要があると認めた場合

② 県連絡本部の本部員及び県連絡本部職員等の参集 危機管理防災課長は、県連絡本部の本部員(以下「県連絡本部員」という。)、 県連絡本部職員等に対し、県連絡本部に参集するよう連絡する。

③ 県連絡本部の開設

危機管理防災課長は、県防災センターに県連絡本部を開設するとともに、県連絡本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する (特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

また、危機管理防災課長は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関に対して、県連絡本部を設置した旨を通知する。

- (2) 県連絡本部の組織構成及び機能
 - ① 県連絡本部の本部長(以下「県連絡本部長」という。)は、知事をもって充て 県連絡本部の事務を総括する。

- ② 県連絡本部の副本部長は、副知事をもって充て、県連絡本部長を助け、県連絡本部の事務を整理する。
- ③ 県連絡本部員は、各部(公室)長、会計管理者、企業局長、教育長、警察本部長をもって充て、その所掌事務に係る国民保護措置を実施し、所属職員を指揮監督する。
- ④ 県連絡本部長は、県連絡本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、 必要に応じ、県連絡本部の会議を招集する。
- ⑤ 県連絡本部に本部室を置き、本部室長は、危機管理監をもって充て、本部室を 統括する。本部室次長は、危機管理防災課長及び消防保安課長をもって充て、本 部室長を補佐する。

本部室は、主として次に掲げる事務を処理する。

- ア 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及 び各種要請に関する事項
- イ 情報の収集、分析及び伝達に関する事項
- ウ 警報の通知、退避の指示等に関する事項 本部室に班を置き、各班の行う事務については、別表のとおりとする。
- 注) 国民保護法は、国において武力攻撃事態等が認定された後で適用されること から、本部室において行う事務のうち、国民保護法に基づくものは武力攻撃 事態等の認定後に行う。

⑥ 県連絡本部の組織図は以下のとおりとする。

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	各部(公室)長、会計管理者 企業局長、教育長 警察本部長 ※ 2
その他県の町	職員 (必要に応じ知事が任命)

本 部 室

室 長 : 危機管理監

室次長 : 危機管理防災課長、消防保安課長

班 長 : 統括班長(危機管理防災課長)

広報班長 (広報<u>グループ</u>課長)

情報班長 (市町村課長)

救援班長 (健康福祉政策課長)

道路班長 (道路保全課長)

その他必要に応じ本部長が指名した者

- 注1)本部長の代理者は、熊本県知事の職務代理者に関する規則で定める順序によるものとする。
- 注2) 警察本部長にあっては、状況により代行の者が出席するものとする。 また、県警察においても、所要の体制を確立するものとする。
- 注3) 県警察は、必要に応じ本部室に要員を派遣し、県との連絡調整に当たらせるものとする。

別表

本部室における各班の事務

班	分 掌 事 務
統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	1. 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 2. 関係機関への連絡員の派遣に関する事項 3. 県連絡本部の設置及び運営に関する事項 4. 情報の収集及び分析に関する事項 5. 各部に対する県連絡本部長の指示事項の伝達に関する事項 6. その他県連絡本部長の指示する事項 7. 警報の通知に関する事項 8. 緊急通報の発令に関する事項 9. 退避の指示に関する事項 10. 警戒区域の設定に関する事項
広 報 班 (広報 <u>グループ</u>)	 広報に関する事項 報道機関との連絡調整に関する事項
情報班(市町村課)	 市町村の被災情報の収集に関する事項 退避に関する市町村の対応状況の把握に関する事項
救 援 班 (健康福祉政策課)	1. 救援に関する情報収集に関する事項
道 路 班 (道路保全課)	 道路状況の把握に関する事項 退避経路及び緊急輸送路の確保に関する事項

- (3) 県は、県連絡本部を設置したときは、その旨消防庁を経由(県警察本部長においては、警察庁を経由)して国〔内閣官房〕に連絡するとともに、県内において武力攻撃等と疑われる事案が発生した場合は、直ちに事案の発生について、同じく消防庁を経由(県警察本部長においては、警察庁を経由)して国〔内閣官房〕に連絡する。
- (4) 県連絡本部は、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて当該事 案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係 機関に対して迅速に情報提供を行う。

(5) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、武力攻撃事態等において、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。市町村長から、市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

- (6) 知事は、以下の廃止基準に該当する場合は、県連絡本部を廃止する。
 - ア 警報が解除された場合
 - イ 県対策本部が設置された場合
 - ウ 前各号に掲げるもののほか、知事が県連絡本部を廃止することが適当と認めた 場合
- (7) 県は、県連絡本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
- (8) 知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

2 国民保護対策本部に移行する場合の調整

- (1) 県連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、県連絡本部は廃止する。
- (2) 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した 法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対 処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、そ の後、政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知が あった場合には、直ちに県対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(1) 市町村は、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置について、県に準じた対応をとるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

- (2) 市町村が「緊急事態連絡本部」等を設置した後、政府において事態認定が行われ、 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対 策本部を設置し、「緊急事態連絡本部」等は廃止するものとする。
- (3) (2) の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

武力攻撃事態等において、県は、国から県国民保護対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合は、直ちに熊本県国民保護対策本部を設置し、県域における国民保護措置の総合的な推進を図る。

県対策本部を迅速に設置するため、その手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 県対策本部の設置

- (1) 県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。
 - ① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知 知事は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)を経由して県対策本部を設置 すべき県の指定の通知を受ける。
 - ② 知事による県対策本部の設置 指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する(※ 事前に県連絡 本部を設置していた場合は、県対策本部に切り替える(前述))。
 - ③ 県対策本部の本部員及び県対策本部職員等の参集 危機管理防災課長は、県対策本部の本部員(以下「県対策本部員」という。)、 県対策本部職員等に対し、県対策本部に参集するよう連絡する。

④ 県対策本部の開設

危機管理防災課長は、県防災センターに県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する (特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

また、危機管理防災課長は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

⑤ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自 家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に 備え、以下のとおり県対策本部の予備施設を指定する。

【予備施設の指定】

次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に 応じ、知事の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位〕 熊本土木事務所

〔第2位〕 宇城地域振興局

また、県の区域を越える避難が必要で、県内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等(再掲)

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、 県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内 閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要 請する。市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請が あった場合も、同様とする。

(3) 県対策本部の組織構成及び機能

- ① 県対策本部の本部長(以下「県対策本部長」という。)は、知事をもって充て 県対策本部の事務を総括する。
- ② 県対策本部の副本部長(以下「県対策副本部長」という。)は、副知事をもって充て、県対策本部長を助け、県対策本部の事務を整理する。
- ③ 県対策本部員は、各部(公室)長、会計管理者、企業局長、教育長、警察本部長をもって充て、その所掌事務に係る国民保護措置を実施し、所属職員を指揮監督する。
- ④ 県対策本部長は、県対策本部における国民保護措置に関する情報交換及び連絡 調整を円滑に行うため、必要に応じ、県対策本部の会議を招集する。

県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他県の職員以外の 者を会議に出席させるものとする。

⑤ 県対策本部長は、必要があると認めるときは、県対策本部に次に掲げる部を置く。

知事公室対策部、総務対策部、企画振興対策部、健康福祉対策部、環境生活対策部、商工観光労働対策部、農林水産対策部、土木対策部、出納対策部、企業対策部、教育対策部

各部の部長は、各県対策本部員をもって充て、各部の分掌事務は、各部(公室) 及び出納局の分掌事務並びに企業局、教育庁の所掌事務に係る国民保護措置に係 る事務とする。

なお、各部の行う主な事務は別表1のとおりとする。

⑥ 県対策本部に本部室を置き、本部室長は、危機管理監をもって充て、本部室を 統括する。本部室次長は、危機管理防災課長及び消防保安課長をもって充て、本 部室長を補佐する。

本部室は、主として次に掲げる事務を処理する。

- ア 国民保護措置の総合調整に関する事項
- イ 国民保護に関する国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機 関との連絡調整及び各種要請に関する事項
- ウ 国民保護に関する情報の収集、分析及び伝達に関する事項
- エ 警報の通知、避難の指示等に関する事項 本部室に班を置き、各班の行う事務については、別表2のとおりとする。
- ⑦ 県対策本部長は、必要があると認めるときは、地方に熊本県地方国民保護対策 本部(以下「地方国民保護対策本部」という。)を置く。

地方国民保護対策本部長は、地域振興局長(熊本市の区域にあっては、熊本土 木事務所長)をもって充て、その所管区域内における国民の保護に関する事務を 処理する。

- ⑧ 県対策本部長は、必要があると認めるときは、東京事務所に東京地方連絡班を 置く。東京地方連絡班長は、東京事務所長をもって充て、県対策本部と中央省庁 等との間で、国民保護措置に関する連絡、情報の交換等を行う。
- ⑨ 知事は、避難住民の数が多い地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、熊本国民保護県現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

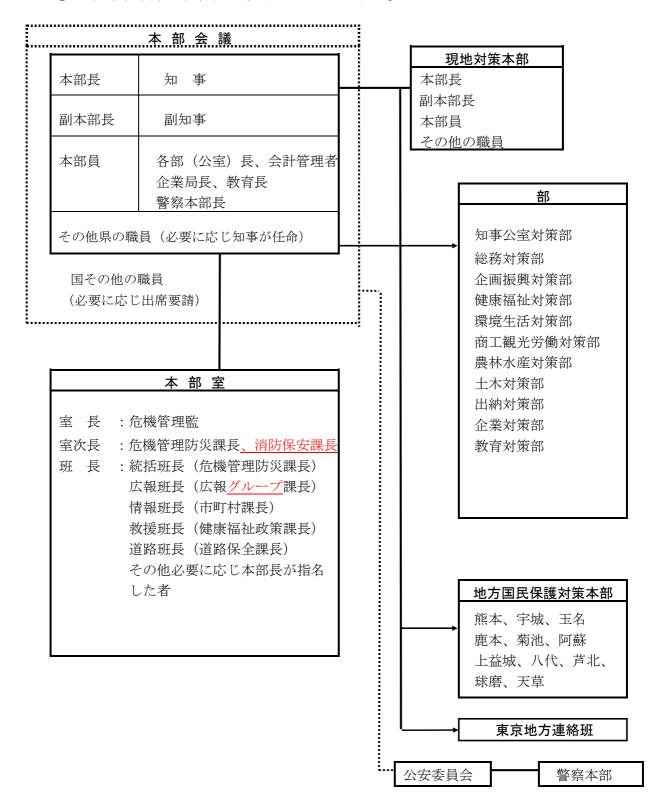
⑩ 知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(市町村、消防機関、警察機関、海上保安庁、自衛隊、医療機関等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、現地関係機関の間の活動調整及び情報共有を行う。

現地調整所長及び現地調整員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

なお、市町村が現地調整所を設置している場合は、知事は、当該現地調整所に

職員を派遣する。

① 県対策本部の組織図は以下のとおりとする。



- 注1)本部長の代理者は、熊本県知事の職務代理者に関する規則で定める順序によるものとする。
- 注2) 県警察は、必要に応じ本部室に要員を派遣し、県との連絡調整に当たらせるもの とする。

別表1

各部における主な事務

部	主な事務
	1 県対策本部長及び県対策副本部長の現地視察に関する事項
	2 災害調査団に関する事項
	3 災害見舞者の応接に関する事項
	4 国民保護に係る広報に関する事項
	5 国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項
	6 国民保護措置の総合調整に関する事項
	7 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機
	関との連絡調整及び各種要請に関する事項
	8 県対策本部の設置及び運営に関する事項
	9 自衛隊への国民保護等派遣要請に関する事項
	10 被災情報及び安否情報の収集、取りまとめ及び報告等に関
	する事項
知事公室対策部	11 警報の通知に関する事項
	12 避難の指示及び県が行う避難誘導に関する事項
	13 退避の指示に関する事項
	14 警戒区域の設定に関する事項
	15 特殊標章等(赤十字標章等を除く)の交付及び使用許可に
	関する事項
	16 生活関連施設等の安全確保に関する事項
	17 武力攻撃災害への対処に関する応急公用負担に関する事項
	18 復旧体制の確立に関する事項
	19 防災行政無線設備の運営管理に関する事項
	20 非常通信に関する事項
	1 危険物質等(危険物、火薬類、高圧ガス)の武力攻撃災害
	の発生の防止に関する事項
	2 消防活動に関する事項
	3 職員の動員、派遣要請等に関する事項
総務対策部	 4 県立大学、私立学校の国民保護措置に関する事項
	5 予算措置に関する事項
	6 県議会に関する事項
	7 県有財産の応急対策に関する留事項
	8 県税の減免等に関する事項
企画振興対策部	1 他部課(所)との連絡調整の支援に関する事項

健康福祉対策部	1 救援の実施決定及び取りまとめに関する事項 2 救援の実施のうち以下に関する事項 ア 被服、寝具の供与又は貸与 イ その他(物資の売り渡しの要請、土地等の使用、公用令書の交付等) 3 義援金の受付配分に関する事項 4 救援物資の受入、仕分け、避難者への配送に関する事項 5 防疫に関する事項 6 生物剤、化学剤攻撃における原因物質の特定に関する事項 7 災害ボランティア(一般ボランティア)の支援に係る総合調整に関する事項 8 医療救護に関する事項 9 医療関係者の動員及び指示に関する事項(医療ボランティアとの連携を含む) 10 赤十字標章等の交付及び使用許可に関する事項 11 保健、栄養指導に関する事項 12 医薬品、衛生材料の調達及び供給に関する事項 13 危険物質等(毒物、劇物及び毒薬、劇薬)に係る武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 14 死体の処理及び埋葬・火葬に関する事項 15 食品衛生に関する事項
環境生活対策部	1 救援に係る食料及び生活必需品の確保(生活協同組合からの調達)に関する事項2 廃棄物処理に関する事項3 応急給水に関する事項
商工観光労働対策部	1 救援に係る食料及び生活必需品の確保(小売業者からの調達)に関する事項2 外事に関する事項

農林水産対策部	 救援に係る食品の確保及び調達(国、農業協同組合からの調達)に関する事項 危険物質等(毒薬・劇薬(動物用薬品に限る))に係る武力攻撃災害の発生防止に関する事項 生活関連施設等(農業用ダム)の安全確保に関する事項 被災農家、林家、水産業者、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等に対する融資に関する事項 救援に係る薪炭、木材の調達に関する事項 漁港施設の応急復旧及び障害物の除去に関する事項 避難及び緊急輸送等に使用する舟(漁船)の調達及び供給に関する事項
	1 避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項 2 避難住民輸送のための港湾、空港の使用に関する事項 3 生活関連等施設(ダム、港湾、空港)の安全確保に関する
	事項 4 道路、橋梁、河川構造物、港湾、空港の応急復旧に関する 事項 5 ※第 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
土木対策部	5 道路、河川、港湾の障害物の除去に関する事項 6 土木建設用機械、災害建築資材の調達等に関する事項 7 被災建物応急危険度判定(ボランティアとの連携を含む) に関する事項 8 応急仮設住宅の供与(建設)に関する事項 9 公営住宅の供与に関する事項
出納対策部	1 義えん金等の出納保管に関する事項2 応急対策必需品の購入及び出納に関する事項
企業対策部	1 企業局が管理する生活関連等施設(ダム、危険物取扱所) の安全確保及び応急復旧に関する事項
教育対策部	1 学校職員及び児童、生徒の保健管理並びに安全管理に関する事項 2 被災児童、生徒の救護及び応急教育対策に関する事項 3 県立学校等の避難施設としての使用に関する事項 4 県立社会教育施設、県立体育施設、公立文教施設の応急復旧に関する事項 5 文化財の保護に関する事項

別表2

本部室における各班の事務

班	分 掌
統 括 班 (危機管理防災課) (消防保安課)	1 国民保護措置の総合調整に関する事項 2 国、他の都道府県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項 3 関係機関への連絡員の派遣に関する事項 4 自衛隊の部隊等への国民保護等派遣要請に関する事項 5 県対策本部の設置及び運営に関する事項 6 情報の収集及び分析に関する事項 7 各部に対する県対策本部長の指示事項の伝達に関する事項 8 その他県対策本部長の指示する事項 9 警報の通知に関する事項 10 避難の指示に関する事項 11 緊急通報の発令に関する事項 12 退避の指示に関する事項 13 警戒区域の設定に関する事項
広報 班 (広報 <u>グループ</u> 課)	1 国民保護に係る広報に関する事項 2 国民保護に係る報道機関との連絡調整に関する事項 1 市町村の被災情報の収集に関する事項
情報班(市町村課)	2 避難に関する市町村の対応状況の把握に関する事項
救 援 班 (健康福祉政策課)	1 救援の活動状況の把握に関する事項
道 路 班 (道路保全課)	1 道路状況の把握に関する事項 2 避難経路及び緊急輸送路の確保に関する事項

(4) 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に 適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備 する。

(5) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の 実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速 な実施を図る。

① 県の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が 実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が 実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。 この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、 総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにす る。

③ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる(自衛隊の連絡員の派遣)。

④ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。 この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、国民保護措置の 実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(6) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報 通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。 また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の武力攻撃事態等対策本部との連携

(1) 国の事態等対策本部との連携

県は、国の<u>事態等対策本部</u>(以下「対策本部」という。)と密接な連携を図る。 この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行 う。

- (2) 国の武力攻撃事態等現地対策本部との連携
 - ① 県は、国の武力攻撃事態等現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)が 設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図 る。
 - ② 国の武力攻撃事態等現地対策本部長が必要に応じ武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するときは、県対策本部長又は県対策本部長が指名する対策本部員が参加するものとする。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護 措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活 動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、 指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- (1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等
 - ① 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛 大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する(国民保護等派遣)。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 (※)
- エ その他参考となるべき事項
- (※) 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。
 - ① 避難住民の誘導(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)
 - ② 避難住民等の救援(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
 - ③ 武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等)
 - ④ 武力攻撃災害の応急の復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)
- ② 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
- ③ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 都道府県間の応援
 - ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に 明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
 - ② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施(関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等)に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定

に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、 あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

③ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託

- ① 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは 指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法 人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるとき は、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職 員の派遣を求める。
- (2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。
- (3) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障の

ない限り、適任と認める職員を派遣する。

- (4) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (5) 知事は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

7 県の行う応援等

- (1) 他の都道府県に対して行う応援等
 - ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。
- (2) 市町村に対して行う応援等
 - ① 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - ② 県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
 - ③ 県は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に 確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れ を希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本 部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の 体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する 問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行 う。

9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

- ① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。
- ② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有するため、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その 国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものと する。

(2) 警報の伝達等

- ① 県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。
- ② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (http://www.pref.kumamoto.jp/) に警報の内容を掲載する。
- ③ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

知事から関係機関への警報の通知・伝達 国の対策本部長による 警報の発令 通知 総務大臣 (消防庁) 通知 公安委員会 通知 県の 知 事 執行機関 教育委員会 (1)(1)(県対策本部) 通知 (1)(1)通知 通知 通知 県の関係出先機関 (1)① (1)(1)(1)(1)市町村長 県指定地方公共機関 ※ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が その他の関係機関 発生したと認められる地域に該当する 放送事業者 市町村には特に優先して通知 放送 伝達 住 民

※ 知事から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

- (2) ②※県は、ホームページ(http://www.pref.kumamoto.jp/)に警報の内容を掲載
- (2)②※県警察は、拡声器を活用するなどして警報の伝達に協力

2 市町村長の警報伝達の基準

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの)に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。
 - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市 町村が含まれる場合
 - この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。
 - ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市 町村が含まれない場合
 - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
 - イ なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

- (3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から 情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

(3) 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする(警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。)。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。 緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

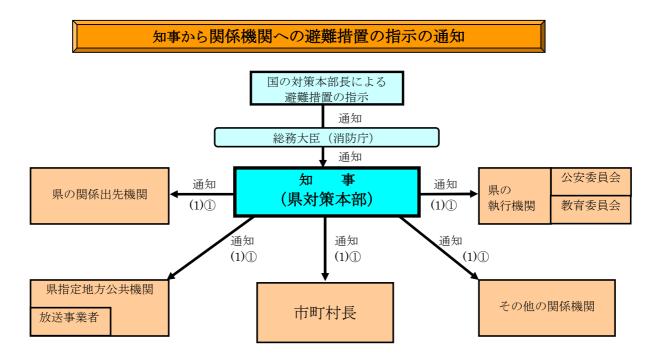
第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示

- (1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡
 - ① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。
 - 避難措置の指示の内容(法第52条第2項)
 - 一 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
 - 二 住民の避難先となる地域(避難先地域。住民の避難の経路となる 地域を含む。)
 - 三 関係機関が講ずべき措置の概要
 - ② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

※ 知事から関係機関への避難措置の指示の通知の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、 それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

- ① 要避難地域を管轄する場合 避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示
- ② 避難先地域を管轄する場合 避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れの ための措置
- ③ 通知を受けた場合(①又は②以外の場合) 警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態 に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

2 避難の指示

- (1) 住民に対する避難の指示
 - ① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。
 - ② 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に 集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路 や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。この場合において、知事 は、避難経路、運送手段等について、県警察等関係機関と迅速に所要の調整を行う。
 - ③ 動物の保護等に関する配慮

県は、国(環境省、農林水産省等)が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
- ④ 要避難地域の拡大設定について

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部における専門的な判断により最終的に決せられることになるが、この場合において、県の地理的特性等に照らして、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、県の判断により、当該住民へも避難の指示を行う。

- (2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送
 - ① 放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。
 - ② 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられるため、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。
- (3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整
 - ① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。
 - 避難住民数、避難住民の受入予定地域
 - ・ 避難の方法(輸送手段、避難経路) 等

- ② この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- ③ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ市町村と協議を行いつつ、避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。
- ④ 避難先地域を管轄する都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、避難先地域を管轄する都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行う。
- ⑤ 上記①から③の場合における九州・山口9県間の県の区域を越える住民避難については、「県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアル(平成20年3月九州・山口各県国民保護主管課(室)長会議作成)」に沿って、避難住民の受入れに関する調整を行う。
- ⑥ 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容 を報告する。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする(警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。)。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(7) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の 避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

(8) 避難に当たって配慮すべき事項

① 大都市における住民の避難

大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

※ 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理者等と連携 し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民 保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

② 離島における住民の避難

- ア 離島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保 に努める必要があることから、知事は、以下の情報について、消防庁又は国土 交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡する。
 - ・ 避難すべき住民の数、想定される避難方法
 - 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み
- イ 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得 て、知事は、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行う。
- ウ この場合において、県は、市町村と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法(一時避難場所や港湾や飛行場までの運送手段、運送経路等)を定める。

③ NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。 このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難させる。
- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。
- ※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。
- ※ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応 をとる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する(この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る)。
- ② ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように市町村長に対し必要な調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

※ 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、 国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かか る場合には、知事は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、 付近の住民に退避を指示する。

着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、 対応することを基本とする。

② このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは 困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要 な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

3 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村 長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市 町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に 行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円 滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の 誘導が市町村長により行われないときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職 員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた 場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指 示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の 市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、 より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円 滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、 自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。 当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されている ことを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況につ いての必要な情報の提供を行う。

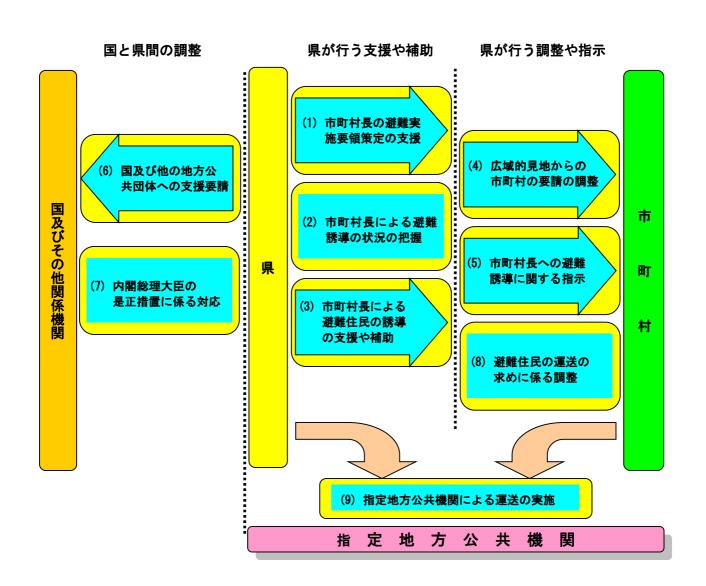
知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対 策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の 求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、 武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅 客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

※ 県による避難住民の誘導の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

県による避難住民の誘導の支援等



4 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項の市町村国民保護計画の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

※ 避難実施要領に定める事項

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その 他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例: A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1 -1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例:避難先:B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例:集合場所:A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例:バスの発車時刻:○月○日15:20、15:40、16:00)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例:集合に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者の所在を確認して避難 を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者 等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例:集合後は、○○鉄道○○線AA駅より、○月○日の15:30より10分間 隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市 及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

(7) 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団 員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例:誘導に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例:避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に 避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例:避難誘導要員は、○月○日18:00に避難住民に対して、食料・水を 供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切 な医療を提供する。)

① 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について

記載する。

(例:携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、 懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるよ うにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護 し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の 露出を避ける服装とする。)

② 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例:緊急連絡先:A市対策本部 TEL $0 \times - \times \times 52 - \times \times 53$) 担当〇田×夫)

5 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺(海上を含む。)におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護 するために救援に関する措置の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついと まがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常 生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村による救援の実施

知事は、救援を迅速に行うために必要があると認めるときは、別に定めるところにより、知事の権限に関する救援の事務の一部を市町村長に委任する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び期間を委任する市町村長へ通知する。

なお、市町村長が当該委任に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、 救援を行うよう指示する。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。 この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町村との連携

1(2)において市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字 社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続に より行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の 運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(8)に準じて行う。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章第2の3の(9) に準じて行うものとする。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民保護措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府告示第229号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する 場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集 約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

① 収容施設の供与

- ・ 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉 施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)
- ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい 者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)とその用地の把握)
- ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- 提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要 請
- ・ 提供対象人数及び世帯数の把握
- 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

- 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- 被災状況(被災者数、被災の程度等)の収集
- ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- 避難住民等の健康状態の把握
- 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

④ 被災者の捜索及び救出

- ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上 保安庁等の関係機関との連携
- 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

⑤ 埋葬及び火葬

- 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

- ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応(「広域火葬計画の策定について(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)
- ・ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡 し等の実施
- ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、 埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合 の対応(厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例)

⑥ 電話その他の通信設備の提供

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障がい者等への対応

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度)
- ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与

- ・ 児童生徒の被災状況の収集
- 不足する学用品の把握
- 学用品の給与体制の確保

⑨ 死体の捜索及び処理

- ・ 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保 安庁等の関係機関との連携
- 被災情報、安否情報の確認
- 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- 死体の処理方法(死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存(原則既存の建物) 及び検案等の措置)
- 死体の一時保管場所の確保
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - 障害物の除去の施工者との調整
 - 障害物の除去の実施時期
 - ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記 に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

- ① 核攻撃等の場合の医療活動
 - ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施
 - ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ② 生物剤による攻撃の場合の医療活動
 - ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置)
 - ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
- ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動
 - ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。なお、知事は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など県内で当該特定物資が十分に確保できない場合等において、特定物質の売渡し、収用、保管命令に関し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して支援を要請する。

- ・ 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資(特定物資)について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応 じない場合の特定物資の収用
- 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用(原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要)
- 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- 医療の要請及び指示
- 注)特定物資の収用、保管命令、土地等の使用にあっては、公用令書を交付する。

(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は 医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ 安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係 者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

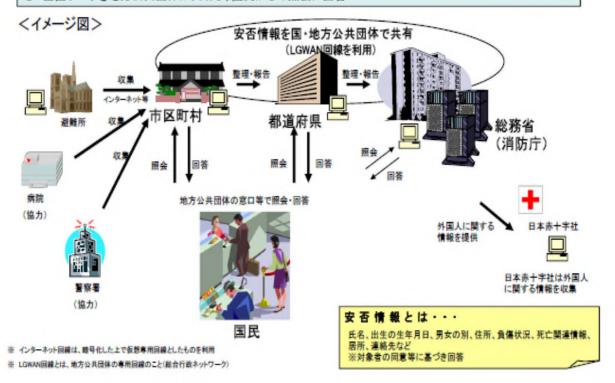
市町村は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努めるとともに当該情報を県に報告する。県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

なお、県及び市町村は、国民保護法に基づく安否情報の収集及び提供等に係る事務(以下「安否情報事務」という。)を効率的に行うため、原則として、消防庁の武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を利用する。また、その利用に当たっては「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン(平成25年3月28日消防庁国民保護運用室)」の趣旨を踏まえ、適切な安否情報事務を行うものとする。

システムを図示すれば、以下のとおりである。

安否情報システムについて

- 国民保護法に規定される安否情報事務を効率的に行うためのシステム
- 個人情報の保護のため、LGWANを用いた高いセキュリティを確保
- 避難所等からはインターネット端末により情報を収集(入力)
- 全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は、知事が適当と認める方法によることができる。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

県は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、 必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力 は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に 基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 総務大臣に対する報告

県は、国民保護法第94条2項の規定に基づく総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより行い、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

① 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、 県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。 ② 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応 窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を 提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要があ る場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出に よることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

様式第4号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所(法人等 にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに照会に 係る者を特定するために必要な事項等である。(ただし、口頭、電話による照会 にあっては、その内容を聴取する。)。

【様式第4号(第2条関係)】

樣式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

	総務大臣 3道府県知事) (市町村長)	展受	申請者	年	月	Ħ
			住所(居所)			
			氏 名			
			武力攻撃事態等における国民の		_	
ι [≆	引りる法1手先	a 2 345	第1項の規定に基づき、安否情	¥区 全 只只 ⇒	ミしょ	9 .
	照会をする理	由	① 被照会者の親族又は同居者であ			
(○を付けて下さ	v. 3	② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び	『近隣住民》	であるた	- 85°
တ	場合、理由を記	入願い	③ その他			
ま	(す。)		()
		_				
	備	考				
žď		_				
照	氏	名				
被照会者を	フリガ	ナ				
特						
定	出生の年月	目目				
す						
るた	男女の	別				
めに	住	所				
必必						
要	国	籍	日本 その他	b ()
な	(日本国籍を有しない者		C 43/0			
事	その他個人を	識別す				
項	るための情報					
*	申請者の確	認				
*	備	考				

備老

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在 地を記入願います。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情 報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会 が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項 を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に 規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるとき は、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否 情報項目を安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。
- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相 手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号(第4条関係)】

模式第5号 (第4条関係)

安否情報回答書

	展安		年	月	目
			(者院	総務大臣 道府県知頃 近町村長)	
ま	年 月 日付けて す。	照会があった安否情報	なついて、下記	記のとおり) 回答し
遊鞍	難住民に該当するか否かの別				
	攻撃災害により死亡し又は負 た住民に該当するか否かの別				
	氏 名				
	フリガナ				
被	出生の年月日				
照	男女の別				
会	住 所				
者	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他()
	その他個人を識別 するための情報				
	現在の居所				
	負傷又は疾病の状況				
	連絡先その他必要情報				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃 災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非 該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべき ことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、 負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が 必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外 国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市町村による安否情報の収集

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性に照らし、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や 防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることから、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安庁と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止する ため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のため に必要な措置(施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等によ る警備の強化、防災体制の充実等)を講ずるよう要請する。この場合において、安 全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の 管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に 従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。 また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

緊急の場合においては、生活関連等施設の所管省庁が当該要請を行うことがあるが、その場合には、知事に通知されることとされている。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連 等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安 部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があると判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。なお、海上保安部長等も同様の措置をとることができることとされている。

※ 立入制限区域について

① 範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が設定(生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域)

② 公示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする

③ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に 行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認める ときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講 ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

既存の法令に基づく措置と①から③の措置との対応関係は別表のとおり。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【別表】 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

- ※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。
 - 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - 3号 所在場所の変更又はその廃棄
- ※ 下欄の〇は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1	2	3
		号	号	号
消防法第二条第七項の危険物(同法	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等	消	0	0
第九条の四の指定数量以上のものに	所在市町村以外の市町村の区域に設置され	防		
限る。)	る製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取	法		
	扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の	第		
	都道府県の区域にわたって設置されるもの	1		
	及び一の消防本部等所在市町村の区域のみ	2		
	に設置されるものを除く。)において貯蔵	条		
	し、又は取り扱うもの	Ø		
		3		
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を	0	0	0
法律第三百三号)第二条第一項の毒	受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が			
物及び同条第二項の劇物(同法第三	当該登録の権限を有する場合)			
条第三項の毒物劇物営業者、同法第	毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特			
三条の二第一項の特定毒物研究者並	定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質			
びに当該毒物及び劇物を業務上取り	を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
扱う者が取り扱うものに限る。)				
火薬類取締法(昭和二十五年法律第	製造業者、販売業者又は消費者に対して、	火薬	 獎 東	帝法
百四十九号) 第二条第一項の火薬類	製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の	穿	第45章	条
	使用を一時停止すべきことを命ずること。			
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類			
	を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、			
	運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制			
	限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬			
	類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる			
	こと。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄し			
	た火薬類の収去を命ずること。			

第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵 高圧ガス保安法 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律 第二百四号) 第二条の高圧ガス (同 所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは 第39条 法第三条第一項各号に掲げるものを 占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消 費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油 除く。) ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第 三十七条の四第三項の充てん事業者に対 し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第 二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消 費のための施設の全部又は一部の使用を一 時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵 所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、 販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油 ガス法第六条 の液化石油ガス販売事業者、 液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充 てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に 対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又 は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有 者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場 所の変更を命ずること。 医薬品医療機器等法第四十六条第一項の薬 〇 医薬品医療機器等法第四十四条第一 \bigcirc \bigcirc 項の毒薬及び 局開設者等が取り扱うもの 同条第二項の劇薬(同法第四十六条 第一項の薬局開設者等が取り扱うも

- 備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条<u>第八号</u>の対処措置の用 に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。
 - 2 自動車、軽車両(原動機付き自転車を含む。)その他による運搬又は火薬類取締法第50条の 2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのでき る措置である。

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

県内には原子力発電所は所在しないが、近隣県に所在することから、県は武力攻撃原子力災害への対処等については、<u>熊本県地域防災計画(一般災害対策編・原子力災害対策計画)に定められた措置に準じた措置及び</u>国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

県は、近隣県の原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響に 照らし、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、次に掲げる措 置を講ずる。

- (1) 原子力発電所の所在する近隣県との連携の確保 県は、住民の避難及び救援を実施するため、かねてから原子力発電所の所在する 近隣県との情報連絡体制の整備を図る。
- (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報及び公示等
 - ① 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
 - ② 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。
 - ③ 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する情報を原子力発電所の所在する近隣県若しくは電気事業者等から得たとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。)から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。

(3) 住民の避難等の措置

知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、 当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

県は避難の際の住民等に対する避難退域時検査(スクリーニング)及び簡易除染

<u>の実施については、熊本県地域防災計画(一般災害対策編・原子力災害対策計画)</u> の定めの例により行うものとする。

(4) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

なお、安定ョウ素剤の投与については、熊本県地域防災計画(一般災害対策編・原子力災害対策計画)の定めの例により行うものとする。

(6) 食料品等による被ばくの防止

県は、<u>飲食物の摂取制限等の措置について、熊本県地域防災計画(一般災害対策</u>編・原子力災害対策計画)の定めの例により行うものとする。

(7) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、国の対策本部、原子力発電所の 所在する近隣県及び電気事業者等から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提 供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

県は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に 照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急 措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて県保健環境科学研究所、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの 問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の 特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県保健環境科学研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原 因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報 収集を行う。 (5) 内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長の権限 内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚 染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に 掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。
		・移動の制限
		・移動の禁止
		・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。
		・使用の制限又は禁止
		・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限
		・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限
		・立入りの禁止
		封鎖
6 号	場所	・交通の制限
		・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に
	掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、 自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置 の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、退避の指示を行うことができる。

なお、この場合において、知事は緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示を行うことができる。

屋内退避の指示

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置

- ① 県は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、 退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法 でその旨を公表する。
- ② 県は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、その 他関係機関に速やかに通知する。
- ③ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ④ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する 措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官等による退避の指示

警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

2 知事、市町村長の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町村長へ通知する。また、市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示するものとする。警察署長又は海上保安部長等は、知事又は市町村長から要請があったときは、同様の指示をすることができることとされている。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、特に必要があると認めるときは、 警戒区域の設定を行うことができる。

なお、この場合において、知事は緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

- ① 県は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。
- ② 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ③ 県は、警戒区域の設定をした場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官等による警戒区域の設定等

- ① 警察官又は海上保安官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行うこととされている。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

4 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件 を使用し、若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

5 消防に関する措置等

- (1) 消防に関する措置等
 - ① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

- (2) 消防等に関する指示
 - ① 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

【具体的な例】

1 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村の消防力では対処する ことができないために他の市町村と一体となり、又は他の市町村の応援を得て災害防御を行う 必要がある場合

2 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、効率的な消防に関する災害防御の措置が 行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大 を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合 知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡 調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

【具体的な例】

- 1 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長等に対して指示する場合
- 2 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町 村長等に対して指示する場合
- ② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

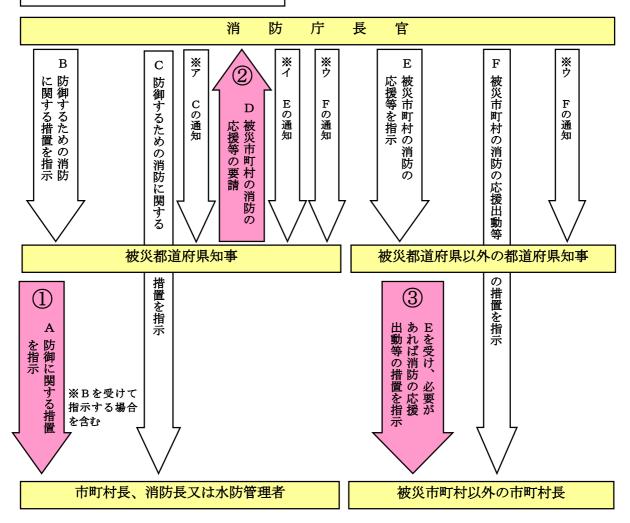
【具体的な例】

応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合

- ③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応 知事は、自らの県が被災していない場合において、(2)の要請を受けた消防庁長 官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずると きは、自ら市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきこと を指示する。
- ※ 知事が消防庁長官から受ける消防に関する通知としては以下のものがある。
 - ア 消防庁長官が、人命救助等のために特に緊急を要し、知事の指示を待ついとまがないと認めるときに、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に 関する措置を講ずべきことを自ら指示した場合の知事に対する通知
 - イ 消防庁長官が、緊急を要し、被災都道府県の知事の要請を待ついとまがないと 認められるときに、要請を待たないで、被災市町村のため、被災都道府県以外の 知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示 した場合の被災都道府県の知事に対する通知
 - ウ 消防庁長官が、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機 関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められると きに、被災市町村のため、他の市町村長に対し、応援出動等の措置を講ずべきこ とを自ら指示した場合の当該都道府県の知事及び当該被災市町村の属する都道府 県の知事に対する通知

消防等に関する指示の枠組みを図示すれば、下記のとおりである。

消防等に関する指示の枠組み



注)図中の①、②、③は、それぞれP122, 123の(2)①、(2)②、(2)③に対応しており、※ア、※イ、※ウは、それぞれP123の※ア、※イ、※ウに対応している。

第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

① 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した 日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害 の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせる ほか、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用 して情報の収集を行う。

- ② 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領に 基づき報告を求める。
- ③ 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。
- ④ 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、 市町村に報告を求めることとし、収集した情報について次頁に定める様式に従い、 電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、 直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

- ⑤ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び管区警察 局に速やかに連絡する。
- (2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を県及び消防庁に報告するものとする。その後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した被災情報について火災・災害等即報要領に基づき、県が指定する時間に県に被災情報を報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など市町村長が必要と判断した場合には、直ちに、第一報と同様な方法により、県及び消防庁に報告するものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の 処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措 置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、 健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域 の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下により感染 症にり患することを防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措 置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携 し、食品衛生班等による食品、飲料水等の衛生確保のための指導を行う。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。
- ③ 平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきか検討する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、地域防災計画の定めに準じて、<u>「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月</u> 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処 理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して県内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

3 文化財の保護

- (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等
 - ① 県教育委員会は、重要文化財等(重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。)に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
 - ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。
- (2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行
 - ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等(国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。)の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
 - ② この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該 措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措 置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、 国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に 関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

- (1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い 物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」 という。) の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止 するため、次に掲げる措置を行う。
 - ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
 - ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置
 - (2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。
 - ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(以下「買占め等防止法」という。)に係る措置
 - 県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資(以下「特定物資」という。)を指定した場合は、県内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者(小売業者を除く)及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。
 - ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査(買 占め等防止法第3条)
 - イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に 当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特 定物資の売渡しの指示(買占め等防止法第4条第1項)
 - ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令 (買占め等防止法第4条第2項)
 - エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合 の裁定及びその結果通知(買占め等防止法第4条第4項及び第5項)
 - オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問 (買占め等防止法第5条第1項及び第2項)

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の 安定を図るべき物資(以下「指定物資」という。)を指定した場合は、県内のみ に事業場を有し指定物資を販売する事業者(小売業者を除く)及び県内に事業場 を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び 指示に従わない小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第第6条第2項及び 第3項)
- イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規 定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなか った者の公表(国民生活安定緊急措置法第7条)
- ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する 業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問(国民生 活安定緊急措置法第30条第1項)

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

- ア 統制額を超える契約等に対する例外許可(物価統制令第3条第1項但書)
- イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超え る価格とすることの許可(物価統制令第8条/2但書)

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。(物価統制令第30条第1項)

【価格安定のための措置に関する法令】

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 (昭和48年法律第48号)
- ② 国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)
- ③ 物価統制令(昭和21年勅令第118号)

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の 雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、 被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

- (1) 県による生活基盤等の確保
 - ① 工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
 - ② 河川管理施設、道路、港湾及び飛行場施設の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び飛行場施設を適切に管理する。
- (2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保
 - ① ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。
 - ② 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
 - ③ 医療関係機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

第11章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両 感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の 的確かつ円滑な実施等に配意して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入 車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を 含めた広域的な交通規制を行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。なお、他の道路管理者も、同等の措置を行うこととされている。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

① 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

② 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察 車両による緊急通行車両の先導等を行う。

③ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

④ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛 隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

- (1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等
 - ① 赤十字標章等(法第157条)

ア標章

第一追加議定書(1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力 紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I))第8条(1)に規定され る特殊標章(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。)。

イ 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。)。

ウ身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)。

工 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。



※ただし、赤のライオン及び 太陽の標章は、いずれの国も 1980年以降使用していな い。また、赤新月の標章は、 イスラム教国において使用さ れるものである。

表面

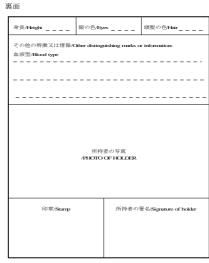
(この証明書を交付等
する許可権者の名を記載するための余自)

身分証明書

DENITY CARD
常時の
自衛隊の衛生要員等以外の
臨時の
FERMANENT
TO CIVILIAN masked personnel
TEMPCRARY
氏名/Name
生年月日/Date of Isiah
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8
月12日のジュネップ諸条約及び1949年8月12日のジュネープ諸条約の国際的な設力紛争の機能者の保護に関する追加議定等(議定書)によって保護される。
The backer of this card is protected by the Geneva Chrowtictors of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Cardicts (Protected I) in his capacity as

及付等の年月日/Date of issae. ____ 証明書番号/Na of card ___
許可権者の署名/Signature of issaing authority

有効期間の満丁日/Date of expiry _____



(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな形)

② 特殊標章等(法第158条)

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に 青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)。

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。



(オレンジ色地に 青の正三角形)

表面					
(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身分証明書					
IDENITIY CARD					
国民保護措置に係る職務等を行う者用					
for civil defence personnel					
氏名/Name					
生年月日/Date of birth					
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8 月12日のジュネーヴ語条約及び1949年8月12日のジュネーヴ語条約の国際的な武力紛争の機姓者の保護に関する 追加鑑定書(議定書1)によって保護される。 泊り加端定書(議定書1)によって保護される。 1940 and by the Protocal Additional to the Cenwa Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protocsion of Victims of International Armed					
Conflicts (Protocol I) in his capacity as					
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/Na. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority					
有効期間の満了日/Date of expiry					

裏面					
身長/Height	眼の色/Eyes		頭髪の色/Hair		
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:					
血液型/Blood_type	血液型/Bloodtype				
	所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER				
印章Stamp		所持者の署	子名Signature of holder		

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

- ① 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。
 - ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
 - イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者 (ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)
- ② 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、 交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。
 - ア 医療機関である指定地方公共機関
 - イ 県内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

① 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を する者
- ② 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、 交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。